

## ボーナスカット控訴審

# 川本さん堂々と冒頭陳述

2020年1月30日東京高等裁判所において川本さんボーナスカット控訴審第1回口頭弁論が開催されました。多数の組合員とOBが傍聴席で見守る中、川本さんは堂々と意見陳述を行いました。

私は第一審判決を聞いてとても驚きました。会社主張がすべて正しいとされていたからです。

しかし会社が主張している減率適用区分事由の2と3の区別はあいまいです。そのことについて判決は何も触れていません。

小幡助役も証言で、私の減率適用となった「非違行為」によって「運転整備や列車運行に支障が生じたか」という質問に、具体的には起こっていないと答えています。

会社は公正、公平に審査したと言っていますが、全然公平ではありません。私の減率事由となった事象は、大きく分けて車両基地での運転整備中のこと、乗務中のこと、乗務終了後の点呼の時のことです。主に車両基地で行う運転整備は、新幹線の全運転士の中で、定期的に確認をされるのは東京第1運輸所だけなのです。それなのに私の場合16件中9件は運転整備中の事象です。これで公平公正といえるのでしょうか。

また証言で、人事課は減率査定区分の3項目は、文書になっていなくて口頭で引き継ぐと言われていました。こんな大切なことが口頭だけで記憶で査定されるというのは信じられません。

そもそもボーナスの減率も具体的な事由もいっさい明らかにされません。詳細がわかったのは裁判を始めたからです。反論の機会もないのです。

証言した助役全員が、非違行為についての手控えメモの内容をパソコンに入力してから直ちにシュレッダーにかけて廃棄していると口をそろえています。おかしいと思います。今話題になっている「桜を見る会」ではありませんが何もかもシュレッダーで廃棄するというのはやましいことがあるか証拠隠滅のためとしか感じられません。現に芹沢助役は記憶違いがあったと証言しています。

私は第一審の判決に、どうしても納得がいかないので控訴しました。高裁での正しい判断に期待します。